

和歌山信愛短期大学 内部質保証の方針

自己点検・評価委員会

制定 2021 年 7 月 12 日

和歌山信愛短期大学(以下「本学」という。)は、内部質保証を推進するため、次の通り方針を定める。

1. 基本方針

- (1) 本学の建学の精神、教育目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。(目的)
- (2) 質保証を実施する対象を以下の通りとする。(対象)
 - 教育プログラムの点検・評価
 - 教職員の能力の保証と開発
 - 学修環境・学生支援の点検・評価
 - 大学及び学科の教育研究活動の有効性の検証
- (3) 本学の内部質保証に係る責任者は学長とする。(責任者)
- (4) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会を置く。(推進組織)
- (5) 自己点検・評価委員会による点検・評価は、アセスメント・ポリシーに示す定性・定量的データを用いた毎年度のモニタリングと5～7年毎に行う総合的なレビューによって行う。(実施頻度)
- (6) 教育プログラムや学修環境・学生支援の点検・評価にあたって、学生や卒業生の意見を聴取し、学修者の視点から検討を行う。(学生からの意見聴取)
- (7) 外部のステークホルダーに対し、教育研究活動等の状況に関する情報を積極的に公表すると共に、教育の有効性や水準・質についての意見を聴取し、検討を行う。(外部ステークホルダーからの意見聴取)
- (8) FD・教学 IR 委員会および IR 室を中心に、本学の教育研究活動等に関する情報の収集と分析及び学内利用の推進に努めるとともに、自己点検・評価及び内部質保証に関する信頼性と妥当性の向上に努める。(客観的データに基づく点検・評価)
- (9) 本学の自己点検・評価の結果、並びに認証評価機関による評価の結果について、社会的公表を行う。(情報公開)

2. 内部質保証の推進に係る実施体制

内部質保証の推進に当たっては、以下のレベルでの点検・評価を実施すると共に、学長・副学長とすべての大学構成員が連携・協力し、PDCA サイクルを機能させて改善・向上に取り組み、内部質保証を推進する。

(1) 運営会議

運営会議は、自己点検・評価の方針を策定すると共に、自己点検・評価委員会に内部質保証の推進を指示する。また、自己点検・評価委員会からの報告に基づいて本学の諸活動を定期的に検証・評価し、改革・改善・向上のための方針を策定して組織的な解決を図ると共に、カリキュラム・授業レベルでは、教授会での審議を経て、学科、教員に対して改善指示を行う。

(2) 自己点検・評価委員会

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長が新たに任命したものを委員長とする自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、運営会議が策定した方針に基づき、自己点検・評価の項目及び実施計画を作成し、全学における自己点検・評価活動を促すと共に、その結果を、自己点検・評価報告書にまとめ、学長及び運営会議に報告する。

(3) 教授会

教授会は、運営会議の方針に基づき、全学的な教育研究活動の改革・改善・向上策を審議し、運営会議に上申する。

(4) 学科・部・委員会・等

各組織の長は、前年度の自己点検・評価の作業過程とその結果等を踏まえ、当年度の総括・次年度計画概要をまとめるとともに、自己点検・評価委員会からの指示に基づくアセスメント活動を実施し、その結果をFD・教学IR委員会に集約する。さらに、運営会議より改善の実施を求められた事項に関する改善結果について、自己点検・評価委員会を通じて運営会議に報告する。

(5) FD・教学IR委員会およびIR室

FD・教学IR委員会およびIR室は、教育研究活動に係る情報を収集して各部局での分析を支援するとともに、分析結果を取りまとめて提案を行い、授業レベル・カリキュラムレベルでのPDCAサイクルの推進を支援する。

(6) 教職員

教職員は、部局が取り組む事業計画を遂行するとともに、全学的な方針を念頭に、教育研究活動や各自業務遂行の実践において継続的改善に努めるものとする。

附 則

この改正方針は、令和5年4月1日から施行する。

この改正方針は、令和6年4月1日から施行する。

この改正方針は、令和7年4月1日から施行する。